

鹿児島市小規模修繕希望者登録要領

平成22年6月10日

(目的)

第1条 市が発注する小規模修繕について、市内の小規模事業者を対象に登録制度を設けることにより、市内の事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(小規模修繕の対象)

第2条 前条の登録制度の対象となる小規模修繕は、内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるもので、1件の金額が100万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 登録することができる者は、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人で、希望する業種の履行実績がある者とし、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数は問わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない成年被後見人、被保佐人等又は破産者で復権を得ていない者（特別の理由がある者を除く。）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (3) 市の建設工事等及び物品購入等並びに業務委託等の各入札参加有資格業者名簿のいずれかに登録されている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、契約の相手方として不適当として市長が認める者

(登録の方法)

第4条 登録を希望する者は、鹿児島市小規模修繕希望者登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては身分証明書の写し
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録の受付期間は、定時の受付期間と随時の受付期間を設けるものとする。

- (1) 定時の受付期間は、市長が別に定める。
- (2) 随時の受付は、4月1日から翌年の3月31日（市役所の閉庁日を除く。）とする。ただし、定時の受付期間を設ける年度においては、当該年度内の2月から翌年度の4月までの3か月間は随時の受付を行わないものとする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条第1項の規定により登録の申請があつたときは、申請書類に基づき、申請内容を審査し、鹿児島市小規模修繕希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載

するものとする。

2 登載の時期は、定時の受付期間に申請があった者については、翌年4月1日からとし、随時の受付により、既存の登録名簿に追加登載する者については、受付月の翌々の1日からとする。

(登録の時期及び有効期間)

第6条 登録の有効期間は、定時の受付期間に申請があった者については登録名簿に登載した日から3年間とし、以後、申請に基づき改めて名簿登載するものとし、随時の受付により、既存の登録名簿に追加登載する者については、当該登録名簿の有効期間の満了日までとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、鹿児島市小規模修繕希望者登録変更・廃止届(様式第2)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、登録名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の登録要件に該当しなくなった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第9条 市は、第2条に規定する小規模修繕に係る業者選定に際しては、登録名簿に登載された者並びに市の建設工事等、物品購入等及び業務委託等の各入札参加有資格業者名簿登載者の中から選定するものとする。

(契約保証金)

第10条 登録名簿に登載された者との契約締結に際しては、鹿児島市契約規則(昭和60年規則第25号)第26条第7号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(前金払等)

第11条 第2条に規定する小規模修繕については、前金払及び部分払をすることができない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年6月10日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、平成22年11月1日から施行する。

(平成22年度の登録に関する特例)

2 第4条第2項第2号の規定にかかわらず、平成22年度の登録に係る随時の受付期間につ

いては、平成23年1月4日から平成24年1月31日までとする。

3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度の定時の受付期間に申請があった者は、平成22年11月1日から登録名簿に登載するものとする。

4 第6条の規定にかかわらず、平成22年度の定時の受付期間に申請があり、登録名簿に登載した者の有効期間は、平成24年3月31日までとする。

(鹿児島市少額随意契約事務取扱要領の一部改正)

5 鹿児島市少額随意契約事務取扱要領(平成21年10月19日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 小規模修繕希望者登録名簿登載者 鹿児島市小規模修繕希望者登録要領(平成22年6月10日制定)に基づき鹿児島市小規模修繕希望者登録名簿に登載されている者
第2条に次の1号を加える。

(5) 登録業者 物品購入等有資格業者、業務委託等有資格業者、建設工事等有資格業者及び小規模修繕希望者登録名簿登載者

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の鹿児島市小規模修繕希望者登録要領に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市小規模修繕希望者登録要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の鹿児島市小規模修繕希望者登録要領に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市小規模修繕希望者登録要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。